平成２１年（フ）第２９号
岩手県大船渡市日頃市町字上板用19番地８
破産者　有限会社大日運送
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第１３０７号
東京都日野市程久保650番地高幡台団地68―103
破産者　吉川　和美
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２５１号
神奈川県平塚市東中原２丁目２―35番地
破産者　有限会社トーレス
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２６０号
神奈川県厚木市下川入324番地５
破産者　有限会社相模重機工業
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４５２号
静岡県藤枝市仮宿1485番地の２
破産者　有限会社メイトリックス
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８１１号
京都市上京区上立売通浄福寺東入聖天町13番地
破産者　株式会社御薗織物
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８４号
京都市右京区梅津南広町48番地１　デリードサンヴェール桂川東806
破産者　有限会社ＡＩＭコーポレーション
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
岡山市東区東平島43番地８
破産者　中野　員也
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８０号
高知県宿毛市中央２丁目８番20号
破産者　有限会社おおえ
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１４７号
栃木県小山市大字横倉新田267番地10、従前の住所茨城県古河市尾崎442番地２
破産者　荒川　大輔
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１２４号
青森県弘前市大字北横町９番地１　サンシティ北横24号
破産者　吉崎　滋子
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１２４号
茨城県日立市諏訪町５丁目34番13号
破産者　栗原電設こと　栗原　　弘
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１２５号
茨城県日立市諏訪町５丁目34番13号
破産者　栗原　堅治
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第６７１号
埼玉県川口市柳崎５丁目11番６号　サニーコート柳崎102号
破産者　小埜　光章
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７１０号
さいたま市見沼区大字御蔵579番地２
破産者　岩竹　淳一
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５２号
埼玉県川口市芝園町３番２―814号　芝園団地、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市芝西２丁目８番19号
破産者　山口　順三
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１５号
埼玉県久喜市古久喜138番地16、旧住所埼玉県幸手市香日向４丁目11番４号
破産者　高橋　　修
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６２１号
さいたま市緑区大字三室2465番地17
破産者　三浦　利一
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７４号
長野市東鶴賀町15　サンハウジング203号室、住民票上の住所長野市早苗町84番地２
破産者　町田　恒雄
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
長野市三輪９丁目49―26　アズマ建設ビル３Ｆ、住民票上の住所千葉県山武郡大網白里町木崎673番地１
破産者　戸門　佑美（旧姓渡邉）
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係